



個人企業経済調査 営業資産・負債調査票

総務庁統計局

指定統計第57号

この調査票は、課税など統計以外の目的には、絶対に使用しませんから、ありのままを記入してください。

調査年月	市区町村名	市区町村番号	企業番号
年月日 年 3 月 末日 現在			

○ 記入する際は、「調査票の書き方」をよく読んでください。

1 営業上の資産				
	符号欄	百万	千	円
(1) 現金	11			0 0 0
(2) 預金	12			0 0 0
(3) 受取手形	13			0 0 0
(4) 売掛金	14			0 0 0
(5) たな卸資産	15			0 0 0
(6) 前払金	16			0 0 0
(7) 貸付金	17			0 0 0
(8) その他	18			0 0 0
資産合計 (1)～(8)	19			0 0 0

2 営業上の負債				
	符号欄	百万	千	円
(1) 支払手形	21			0 0 0
(2) 買掛金	22			0 0 0
(3) 短期借入金	23			0 0 0
(4) 未払金	24			0 0 0
(5) 前受金	25			0 0 0
(6) その他	26			0 0 0
負債合計 (1)～(6)	27			0 0 0
長期借入金	28			0 0 0

切取り線

調査票の書き方

- この調査票には、3月末日現在に手元にある営業上の流動資産・負債及び長期借入金の保有額を記入します。
なお、固定資産、事業主貸、事業主借、元入金（出資金など）、無尽・額母子講からの入金は含めませんので注意してください。
- 家計上の資産・負債については、記入しません。
なお、家計と営業用が同一の場合はあん分して記入してください。
- 定期預（貯）金、積立預（貯）金、受取手形、売掛金、前払金、貸付金、支払手形、買掛金、借入金、未払金、前受金のうち、調査日現在から数えて1年以内に入金又は支払期限が来るものを記入してください。
- 記入が終わりましたら、点線から下を切り離し、営業資産・負債調査票用封筒に入れて密封し、3月分の営業取支調査票と一緒に調査員に渡してください。
なお、この調査票は密封のまま総務庁統計センターへ送られることになっています。

1 営業上の資産

- (1) 現金……手持現金のほか当座小切手、郵便為替など
- (2) 預金……普通預金、当座預金、郵便振替、郵便貯金、定期預（貯）金、積立預（貯）金など
- (3) 受取手形……約束手形、為替手形など
- (4) 売掛金……売掛金の未回収額
- (5) たな卸資産……営業取支調査票に記入したたな卸高を記入します。
- (6) 前払金……取引先などに対する手付金の未決済額
- (7) 貸付金……取引先、雇用者などへの貸付金、立替金の未回収額
- (8) その他……有価証券で、一時的に所有しているもの
- 資産合計……(1)～(8)までの営業上の資産の合計を記入してください。

2 営業上の負債

- (1) 支払手形……未決済の支払手形
- (2) 買掛金……商品や原材料の買入れ代金の未払額
- (3) 短期借入金……調査日現在から数えて1年以内に期限の来る借入金の未返済額
- (4) 未払金……備品費など経費の未払額
- (5) 前受金……受注品などに対する前受金額
- (6) その他……前受利子、戻り保証金などの他に分類しない負債額
- 負債合計……(1)～(6)までの営業上の負債の合計を記入します。
- 長期借入金……調査日現在から数えて、期限が1年を超える長期の借入金の未返済額